

船舶設備規程等の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号) (抄) (第一条関係)	1
○ 小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号) (抄) (第三条関係)	2

○ 船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）（抄）（第一条関係）

改正案

（衛星航法装置）

第四百四十六條の二十四 國際航海に従事しない船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの及び國際航海に従事する船舶（総トン数三〇〇トン未満の第一種漁船（漁船特殊規程（昭和九年逋信・農林省令）第二條の第一種漁船をいう。以下同じ。）を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種衛星航法装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

2 國際航海に従事しない船舶であつて総トン数五〇〇トン未満のもの（平水区域を航行区域とするもの及び第一種漁船を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

現行

（衛星航法装置等）

第四百四十六條の二十四 國際航海に従事しない船舶であつて総トン数五〇〇トン以上のもの及び國際航海に従事する船舶（総トン数三〇〇トン未満の第一種漁船（漁船特殊規程（昭和九年逋信・農林省令）第二條の第一種漁船をいう。以下同じ。）を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種衛星航法装置又は無線航法装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。

2 國際航海に従事しない船舶であつて総トン数五〇〇トン未満のもの（平水区域を航行区域とするもの及び第一種漁船を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置又は無線航法装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

○ 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）（抄）（第三条関係）

改正案

（衛星航法装置）

第八十四條の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二條第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六

現行

（衛星航法装置等）

第八十四條の四 推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（推進機関及び帆装を有しないものであつて、船舶安全法施行規則第二條第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除く。）とが結合して一体となつて平水区域を超えて航行の用に供される場合には、当該推進機関を有する小型船舶には、船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六

（傍線の部分は改正部分）

号) 第四百四十六條の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置を備えなければならない。

号) 第四百四十六條の二十四第二項の告示で定める要件に適合する第二種衛星航法装置又は無線航法装置を備えなければならない。